

高浜発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2309222 号
令和 5 年 9 月 22 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2022 年 12 月 23 日付け 関原発第 556 号（2023 年 8 月 3 日付け 関原発第 278 号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更

1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴い、当該使用済燃料ピットラックの貯蔵領域の設定を廃止することから、関連する条文を変更する。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- （1）運転管理について、高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める使用済燃料ピット内の新燃料及び使用済燃料の臨界防止の措置が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の内容と整合していること

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 2 条第 1 項各号を表している。

（１）第 8 号ニ（発電用原子炉の運転期間）及び第 1 3 号（核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等）

第 8 号ニについて、保安規定審査基準は、取替炉心の安全性評価を行うことが定められていることなどを要求している。また、第 1 3 号について、保安規定審査基準は、工場又は事業所内における新燃料及び使用済燃料の貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件が定められていること等を要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を廃止したとしても、第 8 号ニ及び第 1 3 号に関する保安規定審査基準を満足していることに変わりはないと判断した。

- ① 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピットに貯蔵した新燃料及び使用済燃料を未臨界に維持できることをあらかじめ確認している条件（初期濃縮度、燃焼度、使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無及び配置）に基づいて新燃料及び使用済燃料を移動することにより、未臨界に維持できることを確認する管理を行うこと